

## P F I における事業方式ごとの条件の同一化を求める意見書

P F I は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、地方公共団体等の事業コストの削減やより質の高いサービスの提供を目指すことのできる新たな民間活用手法であり、日本では平成 1 1 年 7 月に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が制定され、現在、幅広い公共サービスへの導入が図られている。

P F I の事業方式は、民間事業者が公共施設等を完成させた後、直ちに地方公共団体等に所有権を移転し、それを利用して民間事業者がサービスの提供を行う B T O 方式や、民間事業者が完成させた公共施設等を運営期間中、一体的に所有したままサービスの提供を行う B O T 方式など、様々な類型がある。

P F I 事業を行う民間事業者が所有権を持ち、施設等に対する一切のリスクを管理する B O T 方式は、P F I が誕生した英国では一般的に採用されている方式であるにもかかわらず、現在、日本では、B T O 方式が多く採用されている。

その理由として、公共施設等の所有権が地方公共団体に移った後に補助金が支払われる現行の補助制度や、B T O 方式では非課税となる不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が B O T 方式では非課税とならない課税制度などが挙げられる。

地方公共団体による事業方式の検討に当たっては、事業ごとに最も適した事業方式を採用できるよう、それぞれの事業方式の間で条件の同一化が図られている必要がある。

よって、国におかれては、地方公共団体が税や補助金の影響を考慮せず、事業の特性に合わせて事業方式の選択ができるよう、税制度や補助金の支払時期等を改め、P F I 事業における事業方式の条件の同一化を実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

財務大臣

経済財政政策担当大臣